九　法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
イ　特定役員の氏名又は名称（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合）
ロ　外国人等直接保有議決権割合
ハ　地上基幹放送（前条第五項に規定する受信障害対策中継放送及びコミュニティ放送を除く。）の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

第九条第一項中「総務大臣」を「、総務大臣」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「前項但書の」を「前項ただし書の総務省令で定める軽微な」に、「その」を「、その」に改め、同条第三項中「第三章」を「次章」に改め、同条第四項中「、無線設備の設置場所」を「若しくは無線設備の設置場所の変更」に、「を変更しよう」を「の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をしよう」に、「総務大臣」を「、総務大臣」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　次の各号に掲げる無線局について前条の予備免許を受けた者は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
一　基幹放送局以外の無線局（第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。）　第六条第一項第十号に掲げる事項の変更（当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）
二　基幹放送局　第六条第二項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更（同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更に限り、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）

第十七条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第一項中「、無線設備の設置場所」を「若しくは無線設備の設置場所の変更」に、「を変更し」を「の変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）をし」に、「総務大臣」を「、総務大臣」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
一　基幹放送局以外の無線局（第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。）　第六条第一項第十号に掲げる事項の変更（当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）
二　基幹放送局　第六条第二項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更（同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更に限り、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）

第二十七条の十四第一項中「これを」の下に「次に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局を開設しようとする者にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載した申請書に添え、」を加え、同項に次の各号を加える。

一　氏名又は名称及び住所
二　法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
イ　代表者の氏名又は名称及び第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合
ロ　外国人等直接保有議決権割合
三　その他総務省令で定める事項

第二十七条の十五第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　認定開設者は、前条第一項各号に掲げる事項（電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者にあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。）に変更（次に掲げるものを除く。）があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
一　前条第一項第二号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの
二　前条第一項第三号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なもの

第二十七条の十六第四項中「前三項」を「第一項又は前二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第三項を第七項とし、第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定開設者（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係るものに限る。以下第五項までにおいて同じ。）が第五条第一項第四号に該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該認定開設者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。
一　第五条第一項第四号に該当することとなつた状況
二　前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定に係る移動受信用地上基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響
三　その他総務省令で定める事項

3　総務大臣は、認定開設者が第五条第一項第四号に該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4　総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定開設者の意見を聴かなければならない。

5　総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定開設者に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定開設者の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第二十七条の三十及び第二十七条の三十一中「第二十七条の十六第三項」を「第二十七条の十六第七項」に改める。

第三十八条の十一第一項中「第百十六条第二十号」を「第百十六条第二十三号」に改める。

第七十五条第一項中「及び」を「若しくは」に改め、同条第二項中「第五条第四項（第三号に該当する場合に限る。」を「第五条第一項（第四号に係る部分に限る。次項において同じ。）又は第四項（第二号又は第三号に係る部分に限る。次項において同じ。」に、「同項第三号に該当することとなつた状況その他の事情」を「次に掲げる事項」に、「その免許」を「当該免許」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた状況
二　前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、次のイ又はロに掲げる無線局の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項に及ぼす影響
イ　基幹放送局　当該免許に係る基幹放送の受信者の利益
ロ　基幹放送局以外の無線局　公共の利益
三　その他総務省令で定める事項

第七十五条に次の三項を加える。

3　総務大臣は、免許人が第五条第一項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつたと認めるときは、前項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。